

# 第1章 策定趣旨等

## 1-1 青森県地域公共交通再編指針策定の目的

県では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、2016年3月（平成28年3月）に、将来にわたり持続可能な交通ネットワークの構築に向け、路線バスを中心とした地域公共交通の在り方や具体的な取組、行政と交通事業者の役割分担等を定めた「青森県地域公共交通網形成計画」（以下「網計画」という。）を策定し、県民が安心して移動・外出できるネットワークの構築への対応を進めてきた。

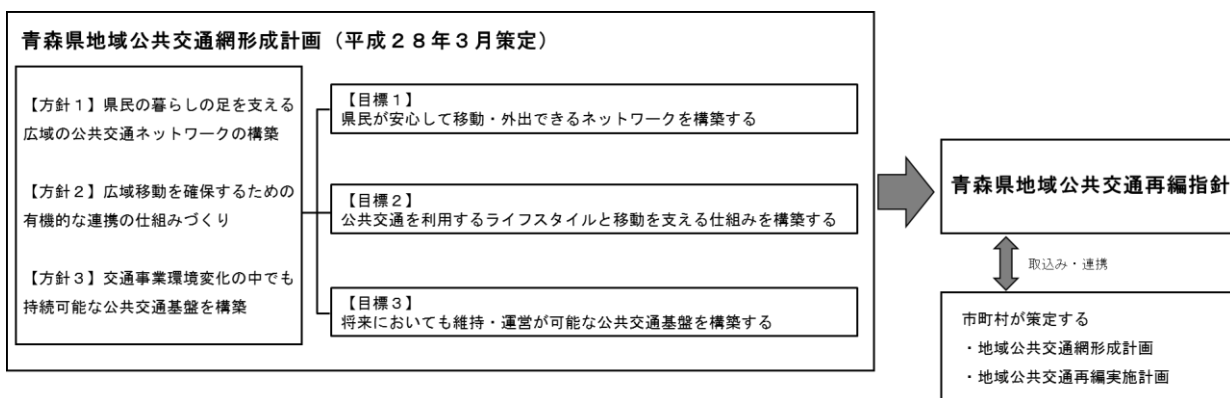
人口減少や自家用車の増加により地域公共交通の利用者が減少する中であっても、通院、通学、買い物等地域住民の日常生活に不可欠な移動手段を確保し、また、地域外からの来訪者との交流を促進するため、網計画の基本的な方針や目標を具体化する「青森県地域公共交通再編指針」（以下「再編指針」という。）を策定するものである。

## 1-2 青森県地域公共交通再編指針の位置づけ

再編指針は、2022年度（平成34年度）を目標年次とした網計画における目標1「県民が安心して移動・外出できるネットワークを構築する。」を具体化するものである。

広域バス路線（複数市町村をまたがるものをいう。ただし、2001年3月31日における市町村の状況に応じて決定するものとする。以下同じ。）の具体的な再編の内容を示す「路線再編」、再編案を整理し類型化した「再編類型」、域内交通（有償無償に関わらず自動車を用いて旅客を運送するものであって、広域バス路線以外のものをいう。以下同じ。）や鉄道等の他交通モードとの「乗継改善」の三つの取組について、市町村及び交通事業者と協議の上、取りまとめたものである。

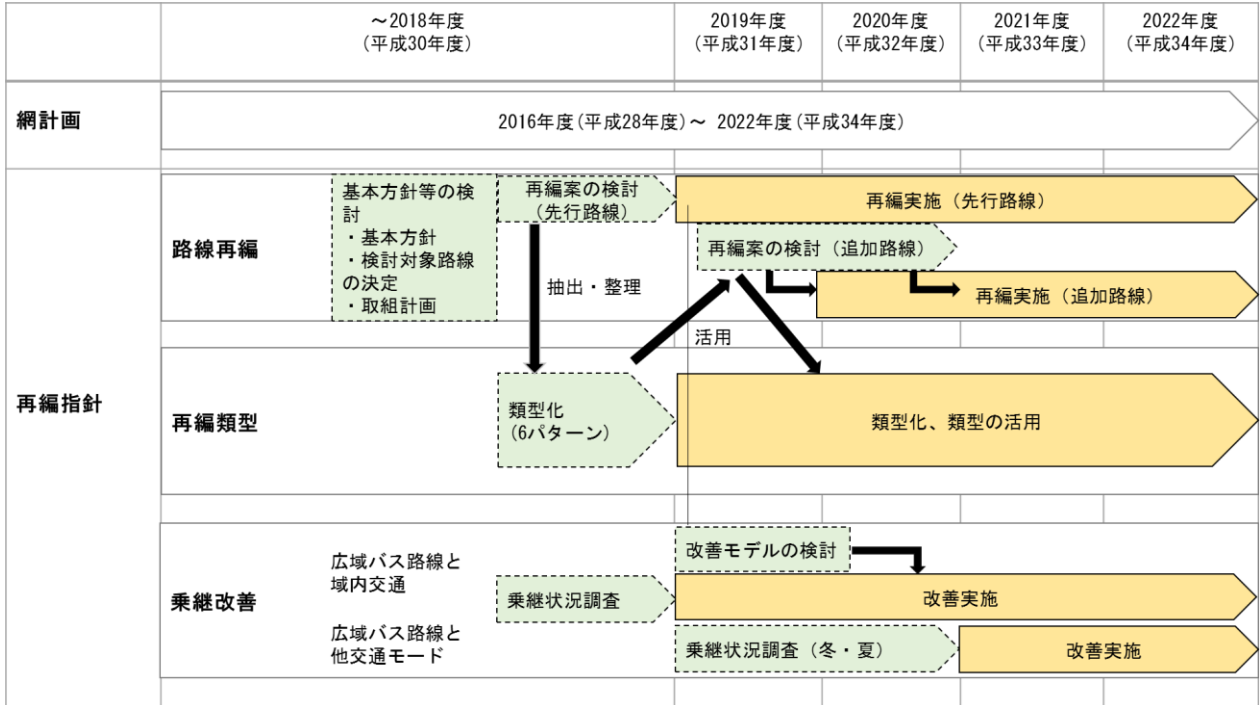
これらについては、必要に応じて各市町村が策定する市町村地域公共交通網形成計画等へ反映させるなどするとともに、県、市町村及び交通事業者が連携して実行するものである。



※網計画の目標2「公共交通を利用するライフスタイルと移動を支える仕組みを構築する」については、モビリティ・マネジメントや市町村における網計画等策定に向けた講演会の実施などにより、

また、目標 3「将来においても維持・運営が可能な公共交通基盤を構築する」については、路線バスの低床車両等導入支援などにより具体化していくこととしている。

**【推進スキーム】**



- (1) 路線再編については、第 3 章「路線再編の方針」で示す「広域バス路線再編の基本方針」や「路線再編の取組計画」に基づき、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）まで、市町村及び交通事業者とともに計画的に再編案を作成し、市町村、交通事業者及び県が連携して、順次実行していく。⇒〔第 5 章〕
- (2) 再編類型については、各再編案の協議の過程において検討された再編手法であって、他路線においても適用することが期待できる再編手法を抽出・整理して類型化し、次年度以降の再編案の検討の資料とするとともに、市町村が独自に行う地域公共交通網形成計画の策定等に活用する。  
また、次年度以降の再編案の検討において新たな再編手法が得られた場合など、必要に応じて再編類型を整備していく。⇒〔第 4 章〕
- (3) 乗継改善については、広域バス路線と域内交通との乗継改善のため、広域バス路線とコミュニティバス路線の接続状況、接続拠点における待合環境、乗継情報の提供状況を定期的に調査するとともに、乗継改善に関する先進事例等をモデルとして各路線における改善を促進する。  
また、広域バス路線と鉄道等の他交通モードとの乗継改善のため、2019 年度（平成 31 年度）～ 2020 年度（平成 32 年度）に乗継状況調査を実施し、この結果を踏まえて順次、改善していく。⇒〔第 6 章〕